

名古屋市告示第124号

生活保護法による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 5項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 3月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人生寿会介護老人保健施設ごきその杜	名古屋市昭和区御器所二丁目 9番 7号	令和 7年 2月 1日

2 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人生寿会介護老人保健施設ごきその杜	名古屋市昭和区御器所二丁目 9番 7号	令和 7年 2月 1日

3 介護老人保健施設

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
医療法人生寿会介護老人保健施設ごきその杜	名古屋市昭和区御器所二丁目 9番 7号	令和 7年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課